

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月11日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	松前町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.matsumae.hokkaido.jp/hotnews/detail/00000123.html

執行機関名 松前町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	松前町子ども医療費助成に関する条例(昭和48年条例第28号)による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		松前町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 1の項 松前町子ども医療費助成に関する条例(昭和48年条例第28号)による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和46年法律第73号)第1条、第3条	松前町子ども医療費助成に関する条例第1条、第2条1号
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義の責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。 第3条 この法律において「児童」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。	第1条 この条例は、子ども医療費をその保護者に助成することにより、次代を担う子どもの健康推進と健やかな育成を図るとともに、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的とする。 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 「子ども」 満18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までのものをいう。ただし、中学校(特別支援学校の中等部の課程を含む。)を修了したものにあっては、高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条第1項の学校をいう。)に在学していない者及び規則で定める者を除く。
⑦独自利用事務の関連規範		松前町子ども医療費助成に関する条例 松前町子ども医療費助成に関する条例施行規則